青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画(案)に対する意見募集結果について

NO.	意見の内容	県の考え方	提出意見の 反映状況
1	 ○再生計画を作成するに当たっての基本方針 (1)原則は、不法投棄以前の現状に復する。周辺と同じ状況とする。 (2)極力人工的な構築物は排除し、最低限必要なものに限る。 (3)将来の維持管理が容易な施設、状態にすること。 (4)生物多様性に配慮した自然と共生する地域を作ることを目標とすること。 (5)将来、産業廃棄物及び自然との共生の教育啓蒙活動の場として当該地区を活用する。 (6)地域に根ざした活動ができるようにする。 	計画策定にあたっては、県民意向調査、地元田子町からの意見集約、県民ワークショップ、全国からの提案募集等を実施し、これらの結果を基に「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において協議し、協議会からの提言を踏まえ策定するものとしました。 計画では、これらを踏まえ、環境再生の取組みについて、不法投棄現場を負(マイナス)の状態から元(ゼロ)の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること(プラスの創出)を基本的な考え方とし、そのための施策を3つの方向性(①自然再生、②地域の振興、③情報発信)から展開するものとしており、(1)~(6)の御意見については、これらに反映されているものと考えています。	
2		計画では、「植樹による森林域整備」「市民参加等による植樹活動」を掲げていますが、具体化にあたっての詳細は、別途、検討していくこととしています。	実施段階検討
3	○植林する樹種の選定 植林する樹種の中には生物多様性に配慮し当該地域に生息する動物の 餌になる実をつける樹木も必要ではないでしょうか。	計画では、「植樹による森林域整備」を掲げていますが、具体化にあたっての詳細は、別途、検討していくこととしています。	実施段階検討
4	〇当該土地に不法投棄の記憶を残すために 基本的には、将来は周辺と違和感がないような森林を形成することが大 事だと思いますが、当該地区の規模や不法投棄の影響を実感してもらうた めには、周辺との境界にはそれと判るような樹種を植栽するか、周辺を遊 歩道にしておくのがよいと思います。	計画では、「植樹による森林域整備」を掲げていますが、具体化にあたっての詳細は、別途、検討していくこととしています。 なお、「当該土地に不法投棄の記憶を残すために」という点については、 「事案継承等の機能を有する案内板の現場への設置」を掲げているところです。	実施段階検討

	○環境ミニモデル事業へのチャレンジ 計画的に植生再生を計画する中で、環境ミニモデルに挑戦するのはいかがでしょうか。面積や樹種から困難が予測されますが、国が進めている森林を使った低炭素社会実現に向けての森林リサイクル事業への取り組み。 ①実行までには、樹木のある程度の成長が必要で、長期の時間が必要ですが植林と共に計画的な間伐の実施で間伐した木材の活用を行う。周辺の森林も対象にできれば少しずつ実行可能ではないでしょうか。例えば、間伐と植林の繰り返しで二酸化炭素の固定が可能になります。	計画に掲げている「植樹による森林域整備」は、豊かな自然環境を再生し、将来に引き継いでいくこと自体を目的としており、森林リサイクル事業や森の遊びの場としての活用への取組みについては、県としての取組みの中では考えていません。 なお、計画では、将来の可能性や県以外の幅広い事業主体に期待されるものまで幅広くとらえ、施策の構想として示しており、その中で、「現場跡地は、植樹による森林域整備のほか、地域社会のニーズや現場の自然条件、地理的条件、インフラ条件等を踏まえながら、ハード、ソフト両面での有効活用による地域の振興につなげていくことが考えられる。」とし、県とし	
5	間伐した樹木をバイオマス燃料に加工する、割り箸に活用するなど。勿論大規模にはできませんので、教育啓蒙を主とした取り組みです。事業が主ではなくあくまでモデルを見える化することが目的で実験的に可能性を試みるという視点です。バイオマス燃料などは、設置が計画されている学習センターなどで使用する。 ②再生される森林は児童や大人でも楽しめる「森の遊びの場」として活用する。当面は植生が復元していく状況を観察する、また、そこにどのような動物(昆虫なども含め)が回帰するのかも観察していく。		実施段階検討
6	○学習センターの設置 ①過去の経過を学ぶ場及び再生の経過を観察する場として学習センター (あるいは展示センター)は必要と思います。 ②当該地のアクセスなど考慮すると規模の大きなものでなく将来に亘って維持管理が可能な程度にとどめるべきでしょう。 今は、皆さんの記憶にありますが、単に大規模な産業廃棄物の不法投棄現場ということでは現地に多くの人を集めるのは難しいと思います。従って、過去の経緯や再生経過に展示に加えて、森林の可能性や生物多様性に関連した当該地域の植生や動物(昆虫なども含め)の情報など長く、教育の場として活用できる内容に留意したほうがよいと思います。 ③近くにある牧場などと連携してできることがあれば、行事など実施するのも良いのではないでしょうか。 ④地域の皆さんが一体になってこの計画を進めてもらえるかどうかが非常に重要です。そのためには、問題があった地域という視点ではなく将来に向けた新しい試みをすることを地域の皆さんに十分理解してもらい、協同して進めることが重要です。	設整備は行わないこととし、水処理施設の稼働期間内において当該施設の一部を活用して資料の展示・公開を行うとともに、インターネットを活用したアーカイブの整備・公開等を行うこととしています。 なお、計画では、将来の可能性や県以外の幅広い事業主体に期待されるものまで幅広くとらえ、施策の構想として示しており、その中で、「資料の展示・公開(浸出水処理施設の活用等)」を掲げ、県として、「県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性の検討」をすることとしています。	実施段階検討
7	○全国公募提案の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生 提案·審査部会選定提案に対する意見(内容省略)	ご意見の対象は、計画を策定するにあたり、「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」の議論に活用するために実施した全国公募による提案の中から、協議会部会により選定された提案であり、計画の参考資料として添付しているものです。	その他